

(地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく地方公共団体実行計画)

第2次南伊勢町地球温暖化対策実行計画

事務事業編

令和7年度～令和12年度

三重県南伊勢町

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的	1
2. 基準年度・計画期間・目標年度	1
3. 対象範囲	1
4. 対象とする温室効果ガス	2
5. 計画で用いる排出係数等について	3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量	3
2. 要因別の排出状況	3
3. 削減目標	4

第3章 具体的な取組

1. 施設設備の改善等	5
2. 電気使用量の削減	5
3. 公用車の燃料使用量の削減	5
4. 再生可能エネルギーの活用による燃料使用量の削減	6

第4章 実行計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 計画の推進体制	6
2. 職員に対する啓発	6
3. 点検・評価	6
4. 公表	6
5. 計画の見直し	6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条の規定に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。南伊勢町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度^{※1}を令和6年度とし、計画期間を令和7年度～令和12年度^{※2}までとする。

但し、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うものとする。

※1 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

※2 国の目標年度である2030年度(令和12年度)に併せ目標年度を設定する。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、公共施設及び公用施設を対象とする。

(対象施設一覧)

施設名	住所
南伊勢町役場 南勢庁舎	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
南伊勢町役場 南島庁舎	三重県度会郡南伊勢町神前浦 15
その他の公共施設及び公用施設 ^{※3}	三重県度会郡南伊勢町各地区

※3 但し、公用施設のうち、クリーンセンターなんとう(ごみ焼却施設、南島清掃センター(磁力選別・鉄類圧縮減容化施設)、場内最終処分場(埋立処理場浸出水処理場を含む)、破碎処理棟を含む)、南勢クリーンセンター(ごみ焼却施設)、一般廃棄物南勢最終処分場(埋立処理場浸出水処理場を含む)、さいたエコセンター(プラスチック等リサイクル施設)、きりはらコンポストセンター(生ごみ堆肥化施設)については、鳥羽志勢広域連合ごみ処理分野への加入に伴い当該施設の閉鎖や設備休止又は、一部変更を本実行計画の目標年度までに行うこととしているため、塵芥処理に係る公用施設は対象範囲より除外することとする。

4. 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたり、法第2条第3項では、次の7種類の温室効果ガスを対象としている。

(三フッ化窒素については、平成27年4月1日から法改正により温室効果ガスに追加)。

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、また、その排出源が多岐にわたるため算定が困難なことから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとする。

計画の対象とする温室効果ガス（法第2条第3項）

温室効果ガス名	地球温暖化係数	人為的な発生源
二酸化炭素	1	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、法で対象とされる7種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。また、廃プラスチック類の焼却によつても排出される。

【参考】

メタン	25	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素に比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素	298	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素に比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
ハイドロフルオロカーボン	12～14,800	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。
パーフルオロカーボン	7,390～12,200	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
六フッ化硫黄	22,800	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
三フッ化窒素	17,200	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている（地方公共団体ではほとんど該当しない）。

5. 計画で用いる排出係数等について

本計画で用いる二酸化炭素（温室効果ガス）の排出係数は環境省及び中部電力の公表データを基に排出係数を使用し、事務及び業務に伴うエネルギー使用量に排出係数を乗じることにより、二酸化炭素（温室効果ガス）の総排出量を算定する。

二酸化炭素（温室効果ガス）排出係数

電気 (kwh)	0.476
ガソリン (ℓ)	2.322
軽油 (ℓ)	2.619

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素総排出量

南伊勢町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、957,598kg-CO₂である。

区分	総排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	957,598

公共施設及び公用施設の区分	使用量	R6 年度(基準年)
南勢庁舎・南島庁舎・南海分散庁舎	電力使用量 (kwh)	459,325
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	218,638
町指定管理施設 公民館等 ^{※4}	電力使用量 (kwh)	43,080
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	20,506
スポーツレクリエーション施設	電力使用量 (kwh)	26,767
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	12,741
浄化センター ^{※5}	電力使用量 (kwh)	1,287,500
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	612,850
倉庫・街路灯等	電力使用量 (kwh)	9,632
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	4,584
その他施設(閉校・閉園施設)	電力使用量 (kwh)	15,739
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	7,491
施設使用電力分 計	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	876,810
公用車(一般乗用)	ガソリン使用量 (ℓ)	32,033
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	74,380
公用車(トラック等) ^{※6}	軽油使用量 (ℓ)	2,447
	二酸化炭素量 (kg-CO ₂)	6,408
二酸化炭素総排出量 ^{※7}		957,598

※4 町指定管理施設は、生活改善センター、集会所、多目的集会施設、コミュニティセンター、防災センターなど複数存在しているため、公民館等として略称記載する。

※5 町内排水処理施設は農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設(浄化槽法に基づく施設)や下水処理施設(下水道法に基づく施設)があるが排水処理施設は一括し、浄化センターとして略称記載する。

※6 軽油使用の公用車のうち、特定目的(貸与している浄化センターの移動式脱水車、塵芥収集車等)に利用される車両については計画より除外する。

※7 二酸化炭素総排出量は、各燃料の使用量に単位当たりの二酸化炭素係数を乗じた値としている。

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和6年度の二酸化炭素総排出量を排出要因別に見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の91.5%を占めている。

3. 削減目標

令和6年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和12年度の二酸化炭素総排出量を3.0%削減することを目指す。

区分	基準年度総排出量 令和6年度	削減目標	目標年度総排出量 令和12年度
二酸化炭素 (CO ₂)	957,598	3.0%	928,870

◎目標達成のためのプロセス(各年度別削減目標)

年度	目標総排出量 (kg-CO ₂)	目標削減量 (kg-CO ₂)	目標削減率 (%)
R6 (実績値)	957,598	—	—
R7	952,810	4,788	0.5%
R8	948,022	9,576	1.0%
R9	943,234	14,364	1.5%
R10	938,446	19,152	2.0%
R11	933,658	23,940	2.5%
R12	928,870	28,728	3.0%

第3章 具体的な取組

本計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制等につながる取り組みを全職員で、各課の役割・業務内容や場面に応じて実行する。

また、二酸化炭素の排出量の削減には直接つながらないが、間接的に地球温暖化防止につながる取り組みにも努める。

1. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱フィルムを窓ガラスに貼付けするなど、空調負荷の低減に努め、断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）の導入に努める。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車・ハイブリッドカー、電気自動車の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。
- ・公共施設及び公用施設の照明をLED化する。

2. 電気使用量の削減

- ・昼食時、離席時等の節電を目的に、機器は節電・省電力設定にする。
- ・始業時前、休憩時間は、不要な電灯を消灯する。時間外勤務時の電気使用量を削減するため、効率的な公務の遂行に努めるとともに、勤務をする場合においては必要な電灯のみを点灯する。
- ・ノー残業デー（水曜日）の実施を徹底する。
- ・夏季5ヶ月間（6月から10月）は夏の節電ビズ、冬季5ヶ月間（11月から3月）は冬のウォームビズを実施し、この期間※は特別に電気使用量削減の取り組みを行う。（※期間の決定は、その年に発表される環境省の提示に合わせる。）
- ・エアコンは室温や湿度等の状況により、職員の作業能率が低下すると考えられるときに使用を判断するものとし、暑さを感じる時期の室温が26℃以上又は寒さを感じる時期の室温が22℃以下の時に使用できる。（来訪者等が不快に感じると考えられる場合の使用は制限しない）
- ・エアコン稼動時の室温は省電力に努めることに留意しつつ、職員の作業能率が維持できるよう各部署で判断する。
- ・共用施設は、使用時以外は電源を切り、使用者は使用後には必ず電源を切る。
- ・OA機器等は、OAタップを活用し、帰宅時には支障のない限り電源を切る。

3. 公用車の燃料使用量の削減

- ・長時間停止する場合は、エンジンを切る。また、始動時の不要なアイドリングをやめる。
- ・急発進、急加速をなくし、エコドライブを実践する。
- ・適正な走行ルートの選択に努めるとともに、相乗りによる効率的な利用を図る。
- ・公用車のタイヤの適正な空気圧の維持に努める。

4. 再生可能エネルギーの活用による燃料使用量の削減

- ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用し、二酸化炭素の排出抑制に繋げるよう検討していく。

第4章 実行計画の推進・点検及び進捗状況の公表

1. 計画の推進体制

本計画に掲げた削減目標を達成するため、事務局を環境生活課に置き、全職員協力のもと、計画の着実な推進と進行管理を行う。

2. 職員に対する啓発

職員を対象に、地球温暖化対策に関する情報提供や実行計画の取り組みについて啓発を図り、職員一人一人が地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な支援を行う。

庁内 LAN 等を活用して環境に関する情報の発信を行う。

3. 点検・評価

事務局は、各課より定期的に進捗状況を把握し、達成状況の点検評価を行う。

4. 公表

計画の進捗状況及び点検評価結果は、広報誌やホームページ等により公表する。

5. 計画の見直し

計画の進捗状況等の結果を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。